

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,937,860	流動負債	4,271,561
現金及び預金	1,911,254	支払手形	2,051,986
受取手形	917,708	買掛金	1,107,889
売掛金	2,042,753	短期借入金	600,000
商品及び製品	259,078	未払金	92,911
原材料及び貯蔵品	3,097	未払費用	35,993
前渡金	39,803	未払法人税等	129,884
前払費用	24,290	未払消費税等	6,094
未収入金	242,864	前受金	10,021
短期貸付金	24,000	預り金	6,357
役員貸付金	400,000	賞与引当金	110,743
繰延税金資産	75,574	役員賞与引当金	27,422
その他	1,062	商品補償引当金	88,870
貸倒引当金	△ 3,627	その他	3,385
固定資産	903,058	固定負債	469,584
有形固定資産	339,061	退職給付引当金	286,050
建物	49,651	役員退職慰労引当金	179,675
構築物	627	再評価に係る繰延税金負債	3,858
機械及び装置	214,266	負債合計	4,741,145
車両運搬具	7,292	純資産の部	
工具、器具及び備品	27,620	株主資本	2,106,060
土地	39,602	資本金	334,430
無形固定資産	22,662	資本剰余金	279,820
投資その他の資産	541,334	資本準備金	279,820
投資有価証券	198,295	利益剰余金	1,491,810
関係会社株式	40,203	利益準備金	83,607
長期貸付金	62,000	その他利益剰余金	1,408,202
破産更生債権等	5,033	特別償却準備金	135,795
保険積立金	84,026	繰越利益剰余金	1,272,406
繰延税金資産	100,763	評価・換算差額等	△ 6,286
その他	56,107	その他有価証券評価差額金	△ 15,030
貸倒引当金	△ 5,095	土地再評価差額金	8,743
		純資産合計	2,099,773
資産合計	6,840,919	負債・純資産合計	6,840,919

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

商品補償引当金 将来負担する商品補償見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。